

「八ヶ岳南麓を横断する高速道路はいらない！ 国道 141 号線の改良・改修を！」



中部横断自動車道八ヶ岳南麓 新ルート沿線住民の会ニュース

No.68 2023年10月10日発行

9/12 甲府河川国道事務所と面談

虚偽説明の録音を聴取させ建設計画のやり直しを求める

沿線住民の会では9月12日、北杜市大泉町の大泉総合会館で国交省甲府河川国道事務所と面談を行いました。面談は昨年4月17日以来1年5か月ぶりのことで、出席した道路部門の責任者の本住武司副所長や大和田宜雄地域防災調整官らに、中部横断自動車道の計画段階評価の初期に小林達徳元事業対策官(現関東地方整備局統括防災官)と宮坂広志元計画課長(現茨木県守谷市副市長)が住民らに対して行った建設計画地のルートについての虚偽説明の録音を改めて聞かせ、中部横断自動車道の計画段階評価の手続きに重大な瑕疵があることを指摘してやり直しを強く求めました。

かたくなに出席を拒んでいた本住武司副所長が同席！

昨年4月17日に行った甲府河川国道事務所との面談でも当時の松川洋一地域防災調整官らに録音を聞かせ、質問の回答を求めましたが、当時の上司である留守洋平所長と本住武司副所長らはこの1年の間、その虚偽説明の録音に関して一切無視して何の対応も取ろうとはしませんでした。聞いていないふりをして事実の隠ぺいを図ったと言っても過言ではありません。そのため沿線住民の会では今年5月に再度甲府河川国道事務所の道路部門の責任者である本住武司副

所長が参加する面談を強く求め続け、関東地方整備局への働きかけも行いようやく面談が実現しました。

詳細ルート案(事業予定者案)の山梨県への送付問題を追及

面談では最初に沿線住民の会から、7月19日に国交省が山梨県へ詳細ルート案(事業

予定者案)を送付したことへ抗議し、ただしました。沿線住民の会と国交省本省道路局との交渉が継続している最中に突然このようなことを行うこ



甲府河川国道事務所の本住副所長

中部横断自動車道八ヶ岳南麓新ルート沿線住民の会運営委員会
＜連絡先＞ 佐々木郁子 0551-47-6260 (山梨県北杜市)
郵便振替 八ヶ岳新ルート住民の会 00220-7-50803
ホームページ <https://chubuoudando.sakura.ne.jp>

とは、お互いの関係を更に損なうもので到底看過できるものではないことを指摘して回答を求めました。それに対し甲府河川国道事務所の本住副所長は「詳細ルートの検討が終わったから山梨県へ送付した」などと、これまでの山積する問題やこの間の経緯を無視した形式的な回答に終始するだけでした。

国交省甲府河川国道事務所は問題の重大さを全く認識しておらず、まるで人ごとのように考えていることがこのことから明らかとなりました。建設計画の地元国道事務所として地元住民らを軽視した対応で、国の機関として許されるはずありません。

昨年の担当者の報告をそのまま放置した責任は重い

次に昨年の4月17日の面談に関し、どのような報告を受けていたかとの質問に対して、本住副所長は「次の日に口頭で報告を受けた」と認めました。しかし建設計画初期の小林達徳元事業対策官らの虚偽説明に関しては「実際聞いていないので、そこはしっかり確認しなければなあということでございまして……」と釈明しましたが、昨年の面談後1年以上経過しても甲府河川国道事務所からは確認の連絡はもとより再度の面談の申し出もなかったというのが実態です。このことは、甲府河川国道事務所は組織として確認する気もなくただ聞いていない、知らないふりをしてこの事実の隠ぺいを図ろうとしてきたことを明確に示しています。道路部門の責任者としての本住副所長の責任は重大です。

甲府河川国道事務所、関東地方整備局は「録音内容を検証する」と明言

今回の面談を受けて、甲府河川国道事務所は関東地方整備局とともに虚偽説明の録音データを検証することを明らかにしました。この検証により中部横断自動車道の計画段階評価の手続きの重大な瑕疵が明らかにされることとなり、そのやり直しは必須と言えます。



沿線住民の会では今後も道路局本省をはじめとする甲府河川国道事務所、関東地方整備局の検証等を通じ問題に厳重に対処することを求め、現在示されている八ヶ岳南麓での1キロ幅ルート帯の撤回、ボタンを掛け違えた建設計画の初めに戻り計画段階評価のやり直しと建設計画の見直しを強く求めています。

9/22 山梨県 都市計画原案の説明会 開催を発表

山梨県は9月22日、韮崎都市計画道路1・4・1号双葉・韮崎・清里幹線の詳細なルートを示す都市計画原案の説明会を10月に3か所で4回開催すると発表しました。

沿線住民の会では、この都市計画は都市計画法や環境影響評価法に逸脱する不当な手続きで進められていることを何度も指摘してきました。今回山梨県が発表した都市計画原案の説明会は、これらの問題を無視して行われるもので法的な正当性を欠く行為であり、行政機関として法を遵守し透明性のある手続きを行うべきです。沿線住民の会では10月3日、山梨県と説明会開催を受け入れた北杜市・韮崎市・甲斐市に説明会開催を中止するよう申し入れを行いました。

山梨県は環境影響評価の手続きを国交省へ丸投げ！

沿線住民の会は都市計画に関連して、国土交通省が中部横断自動車道（長坂～八千穂）の山梨県区間で計画している高速道路の整備計画につ

いて長らく山積みの問題点を指摘してきましたが、その間、山梨県と北杜市もそれらについて自ら調査・検証も行っていません。そして2019年5月に山梨県は突如「都市計画決定するため山梨県が国交省に代わって環境影響評価の手続きを行う」と発表しましたが、実際はすべて国交省に丸投げで山梨県はこの4年間、その調査、住民等への聴取などの作業を行っていません。

地元住民、自治体への事前の説明なし

中部横断自動車道の建設計画は、美しい自然環境や景観、生活環境、農業、商業活動などに深刻な影響を及ぼすだけでなく、山梨県や北杜市が推進する移住促進や二地域居住の政策とも矛盾するものです。そして、既に沿線住民や別荘所有者などの生活に影響を与え、憲法で保障されている平穏な生活権や財産権を脅かしています。

山梨県は、このような問題点を無視し、法的に適正な手続きを実施せずに都市計画を進めようとしています。本来であれば、都市計画決定権者である山梨県が対象となる自治体や住民への事前の意見聴取や現地調査などを行うべきですが、情報開示請求でそれらの調査は一切行われていないことが明らかとなっています。

また沿線住民の会が北杜市、甲斐市、韮崎市の担当課を訪問し行った面談では、上記の様な不当行為を国交省及び山梨県が行っている事実を長時間にわたり説明しました。にもかかわらずそれらを承知の上で説明会の開催を受け入れ

**中部横断自動車道 長坂～八千穂
都市計画に関する説明会のお知らせ**

山梨県ではこのたび、中部横断自動車道 長坂～八千穂（韮崎都市計画道路 双葉・葦崎・清里幹線）の具体的なルートを示した都市計画原案を作成しました。
この原案の内容を広く皆さまにお知らせし、意見を伺うため、次のとおり説明会を開催いたします。

■説明会の日時および場所

日時	場所	定員
10月27日（金）午後7時～	北杜市 八ヶ岳やまびこホール	415名
10月29日（日）午後3時～	北杜市 高根体育館	500名

■会場案内図

● 八ヶ岳やまびこホール：北杜市高根町村山北割3315
● 高根体育館：北杜市高根町村山北割111

■お問い合わせ先
山梨県都市計画課 計画担当 電話 055（223）1716

10月2日に「配達地域指定」で北杜市の住民等へ送付されたチラシ

る事は、各市が自ら社会的不正に加担する行為であることを指摘しておきたいと思えます。

このような状況下で、山梨県が都市計画原案の説明会を開催することは法を逸脱し住民をないがしろにする行為であり強く反対するとともに、法を順守し透明性のある手続きを行うこと及び説明会の中止を強く求めます。

北杜市 8/24、韮崎市 8/18 甲斐市 9/4 に面談

都市計画原案の説明会開催を容認せず
各市へ説明会開催の中止を申し入れ

沿線住民の会は8月24日北杜市建設部の高速度道路建設計画の所管の道路河川課の向井克昌課長と渡邊勇人課長補佐、まちづくり推進課の坂本真一リーダーに面談。8月18日韮崎市建設課計画管理担当の谷宗久建設課長、小澤京子係員に面談。9月4日甲斐市都市建設部都市計画課まちづくり推進係の小林悟係長と保坂真悟主査に面談を行いました。

説明会の日時・場所	
令和5年10月24日（火曜日）午後7時～	○甲斐市 双葉公民館
令和5年10月25日（水曜日）午後7時～	○韮崎市 市民交流センターニコリ
令和5年10月27日（金曜日）午後7時～	○北杜市 八ヶ岳やまびこホール
令和5年10月29日（日曜日）午後3時～	○北杜市 高根体育館

面談当日は各市担当者にはこれまでの国交省が行った高速道路建設計画及び計画段階評価、道路手続きにおける瑕疵に係るルートの改ざん、ルート公表に際しての一部住民等への虚偽説明等を詳しく説明しました。更に環境影響評価現地調査のルート選定に係るコントロールポイントの検討の際に使用した土地利用の状況を示す図が昭和60年6月作成のもので、現存する住居や別荘、商店等が存在していない資料に基づいて作成されるなど、事実に基づかないずさんな調査等で作成されたルート(事業予定者案)の図面16枚が山梨県に7月17日等送付され、その図面をもとに山梨県が作成した都市計画原案を、10月の説明会で市民等に説明することになることを各市担当者に伝えました。

関係市には県からの情報提供、報告 はなく、戸惑う担当所管担当者

各市には山梨県から都市計画手続きや説明会開催等に関する連絡、情報提供は殆どないことが明らかになり、各市担当者からは県からの連絡を待っている状態、北杜市では一度も市民等に都市計画について説明・検討したこともないということでした。北杜市以外の市の担当者からは今回の県の中部横断自動車道に関連しての都市計画策定と本市との関わりがわからない、説明がなければ、何をいつまで対応するのかもわからない、これから県から連絡があるのかと困惑に近い率直な話を聞くことができました。

沿線住民の会からは北杜市、韮崎市、甲斐市に対して、山梨県はこれまでの中部横断自動車道建設計画や計画段階評価、道路行政手続きに係る山積する問題や現在も次々と発覚、発生する問題を山梨県として自ら検証することもせず、推進ありきで手続きを強行していることを容認、加担することなく、地元自治体、近隣市として基礎自治体の本来の行政自治を發揮し、所管課担当者には本来の公務員としての使命を發揮し、10月説明会を中止するよう求めました。

《山梨県》

都市計画を検討・決定した 会議の会議録等も作成して いないことが判明

沿線住民の会では山梨県に対して2019年5月に中部横断自動車道(長坂～八千穂)の都市計画決定を関係部署で検討・決定した会議の名称とその会議録及び甲斐市、韮崎市、北杜市の関係自治体に都市計画決定に関連して連絡・協議した日時とその内容、担当課と担当者名を開示請求しました。しかし9月15日に開示決定ではなく、「不開示決定通知書」が送られてきました。

その内容は

- ①「中部横断自動車道(長坂～八千穂)の都市計画決定手続きについて、県内部で検討した際、会議録は作成しておらず、存在しない」
- ②「中部横断自動車道(長坂～八千穂)の都市計画決定手続きについて、関係自治体へ説明した際の記録は作成しておらず、存在しない」という全く呆れたものでした。

中部横断自動車道の都市計画手続きは都市計画法、環境影響法を逸脱した不当なものですが、そのことを山梨県がどのように検討してどのような理由で決定したのかを住民等へ明らかにすることは、行政の義務と言えます。しかしそのことを記録した文書が存在しないということは、県民の知る権利を否定する全く無責任な対応です。山梨県はこのような透明性を欠いた手続きで都市計画決定の正当性を主張できると考えているのでしょうか。行政の意思決定のプロセスを明らかにすることは行政への県民の信頼を担保する非常に重要な責務であることは言うまでもないことですが、それすら行っていないということは行政として全く怠慢と言わざる負えません。

また、関係自治体への連絡・説明についても、その記録がないと平然と回答することに耳を疑

う事態です。これでは行政が公的責任において行っている業務であることを裏付けるものは何も無いことになってしまいます。

山梨県が中部横断道に都市計画を持ち出してきた問題点が、その手続きにおいても同様であることが今回の開示請求からも明らかになりました。こうしたずさんな手続きで進められている「都市計画決定」なるものは、全く正当性のないものであることは明らかです。山梨県は、都市計画原案の説明会開催を直ちに中止すべきです。

公共事業改革市民会議主催

9/28 大集会「公共事業を糾す」開催



9月28日、衆議院第一議員会館で「公共事業改革市民会議」主催、超党派議員連盟「公共事業チェックの会」の後援で院内集会「公共事業を糾す」が開催されました。

当日は会場参加と全国からのリモートによる多くの方たちが参加しました。国会閉会中でしたが立憲民主党山崎誠議員、早稲田ゆき議員、辻本清美議員、社民党福島瑞穂議員、日本共産党志位和夫議員、小池晃議員、田村智子議員、宮本徹議員、高橋千鶴子議員、田村貴昭議員、れいわ新選組榎渕万理議員、国民民主党嘉田由紀子議員等の衆参国会議員及び秘書が出席しました。

寺西氏が「ソーシャル・コモンの復権を求めて」講演

集会では始めに寺西俊一氏(日本環境会議理

事長、一橋大学名誉教授、環境経済学、『環境と公害』編集代表、JEC 諫早湾干拓問題検証委員会全体統括責任者等)から「公共事業を糾すー ソーシャル・コモン の復権を求めてー」と題して基調講演が行われました。講演では戦後日本における「公共事業」の推移、事例をあげて、ひとときわ理不尽な「公共事業」について日本の行政による「公共事業評価」とその限界、機能不全となっている事例について述べ、日本における1980年代後半以降の新自由主義的諸政策が強まり災害防止など公共領域などの衰退化が進んだ。今後は「社会資本ストック」の更新や新たな「制度」設計などが求められ、公共領域の衰退化と諸政策の転換に向けて、ソーシャル・コモンとして公共的に支え復権していくことが避けられない重要課題だと話されました。

続いて各地から石木ダム(長崎県)、川辺ダム(熊本県)、東京外環道、横浜環状道路南線、江戸川・高規格スーパー堤防、諫早湾干拓事業、ラムサール・ネットワーク日本そしてリニア中央新幹線沿線住民ネットワークより報告が行われ、中部横断自動車道(山梨県北杜市側)からは佐々木郁子共同代表が、八ヶ岳南麓を横断する高速道路の問題点と住民を欺いて進めてきたその建設計画の手続きの問題性を指摘し、建設計画の見直しが必要であるとアピールしました。



公共事業チェック議員の会の議員も積極的に取り組むことを表明

議員の発言では公共事業問題についての厳しい指摘がつづき、公共事業チェック議員の会の国会内外での積極的な取り組みの必要性などに言及する発言が続きました。

最後に、「……国の方針を決め監視するのは国会でありその原点は国民である。私たちは、公共事業が、国を含めた事業者目線では無く、地域で暮らす生活者目線で行われることを求め、国会

がこの原点に戻り本来の役割を果たすことを期待する。公共事業を本来の姿に改めるために、国会での議論と現地での行政の実態を国民が常時チェックすめ機会を設けることを確認した」との集会宣言を採択しました。

今後、公共事業改革市民会議ホームページ等で各地から公共事業のあり方、各地の報告レポートや集会宣言等に発信される予定です。

山梨県 中部横断自動車道で二枚舌 八ヶ岳南麓は景観が良いからリニア新幹線はダメ。だけど中部横断自動車道はOK？

八ヶ岳南麓は豊かな自然・景観と生活環境に恵まれた地域ですが、にもかかわらずこれまでたびたび大規模な公共工事の予定地となってきました。その一つがリニア新幹線であり、もう一つが中部横断自動車道です。

山梨県知事リニア新幹線の山梨ルートに反対を表明

リニア新幹線のルートは当初A（木曾谷ルート）、B（伊那谷ルート）、C（南アルプス直線ルート）が検討され、本命はBとCに絞られてきました。

その過程で山梨県は用地取得、環境の問題、文化財保全を主張して八ヶ岳南麓を通過するBルートに強く反対しました。当時の横内正明山梨県知事は2010年6月4日に開催された国土交通審議会陸上交通分科会鉄道部会の中央新幹線委



員会（第4回）の会合に出席して次のように発言しました。

「どうしてもBルートの場合にはこの甲府盆地の連担市街地をどのようにルートを引きましても通過せざるを得ないということになりますので、…また、果樹地帯を通りますので、果樹等の日陰補償とか、あるいは騒音、振動等の環境問題の発生確率が高まります。そしてここに書いてありませんけれども、八ヶ岳の南麓は景色が非常にいいところでございますけれども、ここを突っ切ることでございますので景観上もマイナスが生じてくるということがございます。3つ目の・(ポツ)がございますが、この韮崎から長野県境にかけての八ヶ岳の南麓は我が国でも有数の縄文遺跡の宝庫でありまして、国指定の史跡等もございまして、縄文遺跡が多い地域であります。また、釜無川周辺は武田氏の史跡等も多く、学術調査、あるいはその保存の必要性ということも高まってまいります。このように用地取得の問題、環境の問題、文化財保全という観点から本県としてはCルートが最善だと考えているわけでございます。」

環境・文化財保全をうたい文句にしな がら高速道路建設は推進

八ヶ岳南麓の自然・景観や文化財保全を取り上げ、2010年6月にはそれを守るためにリニア新幹線が通ることに反対していた山梨県知事は、中部横断自動車道の高速道路建設に関しては一転しました。2013年5月29日の国交省あての文書で、当時の横内知事は八ヶ岳南麓を通るルート案を支持することを表明したのです。これはまさに二枚舌と言わざるを得ません。

山梨県は八ヶ岳南麓の自然や景観、文化財を守ろうとする意志やそのための施策などは無く、自らの政策の実現のために、時局を見ながら便宜的に利用しているのが明らかです。山梨県の行政当局にはこのようなご都合主義ではなく、真に住民の声を聞き、山梨県の自然豊かな環境と県民の暮らしを守るために一貫した政策を実行することが求められています。